

# 自転車は正しく乗りましょう!



## 普通自転車の歩道通行には制約があります。

歩道と車道の区別がある道路では自転車は車道左端を通行しなければなりません。  
ただし、普通自転車は、次の場合は歩道の車道寄りを通行できます。

歩道に  
「普通自転車歩道通行可」  
の標識がある場合



運転者が児童、幼児、  
高齢者(70歳以上)、車道通行に  
支障がある身体障害者の場合

安全のために、歩道を通行する  
ことがやむを得ない場合

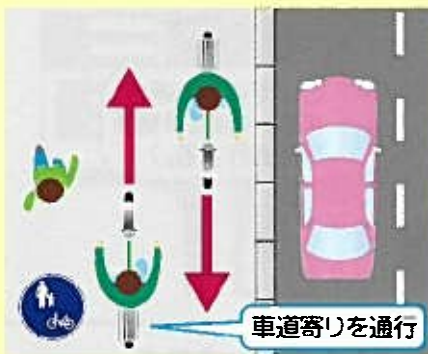
(普通自転車とは…長さ190cm以内・幅60cm以内の側車付きでない二輪または三輪の自転車で、他の車両をけん引していないもの等)

## 歩道や専用通行帯を通行する方法

歩道を通行するときは、  
車道寄りを徐行

通行指定部分がある場合は、  
その部分を徐行(歩行者が  
いない時は徐行義務なし)

自転車専用通行帯がある  
場合は、その部分を進行



## このような運転は禁止されています。

並進



2万円以下の罰金または料料

二人乗り



2万円以下の罰金または料料

傘差し運転

3月以下の  
懲役または  
5万円以下の  
罰金



携帯電話  
の使用



5万円以下の罰金

飲酒運転

5年以下の  
懲役または  
100万円  
以下の罰金



夜間の無灯火

5万円以下の  
罰金



一時不停止

3月以下の  
懲役または  
5万円以下  
の罰金



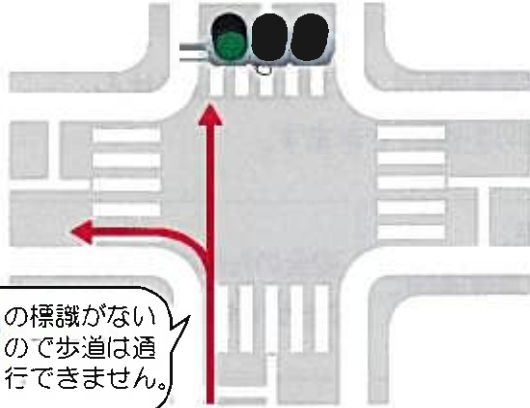


# 交差点の正しい通行方法を知っていますか？

## ＜直進または左折する場合＞

### ①車両用信号機のみ交差点

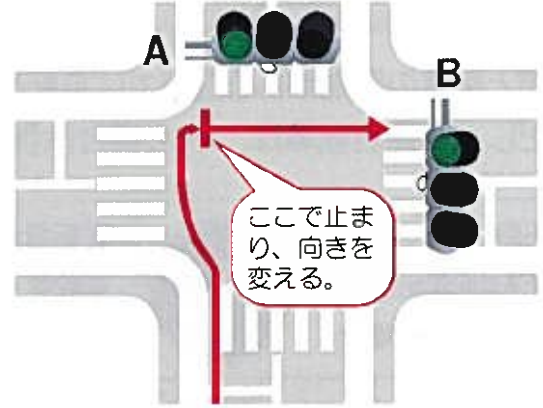
車両用信号機に従い直進または左折する。



## ＜右折する場合＞

### ①車両用信号機のみ交差点

信号A、信号Bの順に、二段階右折で進行する。



### ②車両用信号機、歩行者・自転車専用信号機、自転車横断帯がある交差点

歩行者・自転車専用信号機に従い自転車横断帯を通行する。



### ②車両用信号機、歩行者・自転車専用信号機、自転車横断帯がある交差点

信号A、信号Bの順に、二段階右折で進行する。



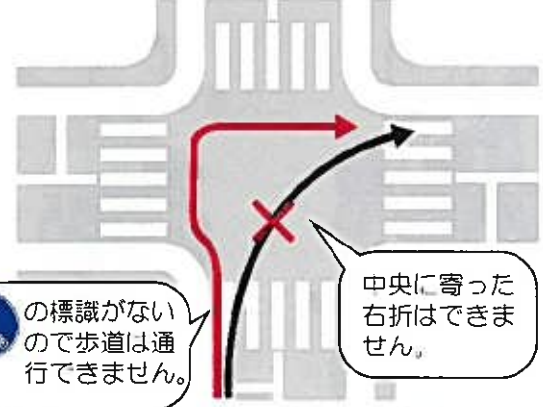
### ③車両用信号機、歩行者用信号機がある交差点

横断歩道は歩行者がないなど、歩行者の妨害とならないときのみ歩行者用信号機に従い通行できる。



### ③信号機、自転車横断帯がない交差点

交差点を大回りして右折する。



佐賀県、佐賀県交通対策協議会

お問い合わせ先 佐賀県 暮らしの安全安心課

840-8570  
佐賀市城内1丁目1番59号 (県庁旧館1階)

佐賀県

Copyright © 2017 Saga Prefecture. All Rights Reserved